

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第52号

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加を行わないよう求める意見書（可決）

菅総理大臣は、去る10月1日に行われた所信表明演説において、「環太平洋パートナーシップ協定（ＴＰＰ）交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指す」と表明した。また、11月9日には、関係国との協議を開始するなどの「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定した。

ＴＰＰは、関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化を目指しており、また、物品貿易だけでなくサービス貿易、政府調達、競争、知的財産や人の移動等を含む包括的な交渉が行われることとなる。

このため、十分な準備のないまま、稚拙にこの交渉に参加し、関税等の国境措置が撤廃された場合、国内の農林水産業生産額や食料自給率及び農林、漁村の多面的機能の維持、存続を根底から揺るがすことになるだけでなく、情報、金融、郵政等幅広い分野さらには雇用への深刻な影響も懸念される。

仮に、農業分野において戸別所得補償で農家所得を補償するとしても、輸入の急激な増大により国内生産が減少するなど、全国有数の食料供給県である本県においても、農林水産業が壊滅的な状況に陥るだけでなく、関連産業を含めた雇用環境が極度に悪化し、地域経済に深刻な打撃を与えることは明白である。

よって、政府におかれては、我が国及び本県農林水産業の安全かつ継続的な経営を進めるとともに、国民の食料自給率を確保するため、ＴＰＰ交渉に参加しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日

議員提出議案第53号

青森空港有料道路の早期無料化を求める意見書とする（可決）

青森空港有料道路は、青森空港と青森・浪岡両地区さらには津軽圏域を結ぶ主要なアクセス路線であり、青森空港のジェット化に伴い空港へのアクセス道路の整備が不可欠となったことから、幅員狭隘、屈曲、急勾配区間の多い道路である主要地方道青森浪岡線の代替道路として、交通の円滑化を図り、産業、経済と文化、観光の振興などの発展に寄与することを目的に、昭和59年度から延長1.7キロメートルを青森県において整備され、昭和62年度に一般有料道路として供用開始されている。

当該路線については、有料道路の原則とされている道路別独立収支及び受益者負担のもと、通行する利用者から徴収する通行料金で借入金を返済しており、単年度黒字を維持している。しかし、依然として社会経済情勢が不透明、低成長の時代にあり、当該路線の債務は着実に減額されているものの、料金収入も減少傾向にあり、平成21年度末における債務残高は約24億7000万円で、現在の償還ペースでは、昭和62年7月から平成29年7月までの30年間の通行料金徴収期間満了時点においてもなお債務返済が困難な見通しとされている。

青森県及び青森県道路公社においてはさらなる収支改善、コスト縮減等の経営改革策が求められており、中期経営プランなど策定し経費節減、収益確保を図り債務削減を図ろうとしているものの、抜本的解決策が見出せない状況にある。

しかしながら、当該路線は青森・浪岡両地区相互間の豊かな地域社会を形成するための最も主要な

路線であり、また、青森空港と各圏域を結ぶ交通ネットワークの主要幹線でもあるため、住民・利用者に負担がなく、だれもが安全で円滑に移動が図られる道路行政が地域住民から望まれており、速やかな無料化が必要である。

よって、青森県及び青森県道路公社に対し、青森空港有料道路の速やかな無料化を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日

議員提出議案第54号

東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書（可決）

地方分権改革推進委員会は、平成20年12月8日の第2次勧告で、政府の地方分権、道州制導入、公務員削減の推進を決定した「基本方針2007」の具体化としての地方出先機関の廃止勧告を行った。その内容は、財界が求める将来の道州制を展望した組織体制を準備するものにほかならない。

平成21年8月の総選挙で政権党となった民主党は、平成22年6月に「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、国の出先機関の原則禁止を明らかにした。この決定は、自公政権時代よりも一層財界の要求を取り入れたものである。

社会資本整備は、日本国憲法のもとで、日本国民に対して全国平等の利益を保障するために国が責任と義務を持ち行っている事業である。国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所が行っている業務は、日本の特異な地形がもたらす台風・集中豪雨による急激な河川の増水による洪水から岩木川・馬淵川流域の地域住民の命と財産を守る河川事業、地域経済の大動脈としての国道の改築・維持修繕・交差点改良・冬期の交通網を確保する雪寒作業などによって青森県内の経済活動と生活を支える重要な国道事業であり、地域と密着した行政機関としての任務を持っている。岩木川水系での100年に一度の規模の洪水では、350カ所を超える水防活動箇所があり、馬淵川では30カ所弱の水防活動箇所がある。こうした青森県に生活する県民の安全・安心のためにも、危険箇所を一日も早く解消し全国におくれている道路網整備のための公共事業費の予算配分を確保するとともに、防災、維持管理に重点配分をする必要があることから、引き続き青森河川国道事務所の存続を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日

議員提出議案第55号

非核三原則の早期法制化を求める意見書（否決）

広島・長崎の原爆被爆から65年がたった。

再び被爆者をつくるなという原爆被害者の悲痛な願いを初めとして、我が国の「非核三原則」を国是とする核兵器反対の政策は、世界中の国々、国民を動かして、幾度となく訪れた核兵器使用の危機を防いできた。

今、核兵器廃絶を目指す潮流は、さらにその流れを強めている。

核兵器を使用した唯一の国であるアメリカのオバマ大統領が「核兵器のない世界」を追求していくことを明言した。

今こそ日本は、核戦争唯一の被害国として、核兵器廃絶に向けた主導的役割を果たすべきときである。そのためにも「非核三原則」を国是として掲げるだけでなく、その法制化を早期に図ることによって、国際的な世論のリーダー役としての明確な意見を示すことができると信じている。

よって、国会及び政府においては、被爆国日本として世界の諸国、諸国民からかけられている期待の大きさを踏まえて、「非核三原則」の法制化を早期に決断することを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日

議員提出議案第56号

大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書（否決）

長寿世界一を誇る日本の医療は、長年にわたる社会保障費抑制政策のもとでも、医師、看護師などの懸命な努力で支えられてきた。

しかし、医療現場の長時間・過密労働化に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まりなどで、看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く深刻な人手不足に陥っている。医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、全国各地で医師や看護師等の不足が深刻化している。

看護師など夜勤交代制労働者の労働条件を抜本的に改善し、人手を大幅にふやして、安全・安心の医療・介護を実現することが大切になっている。医療・社会保障予算を先進国並みにふやし、国民が安心して暮らしていける制度が求められている。

看護師等の大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療、看護及び介護の拡充を図るための対策を講じるよう、下記の事項について要望する。

記

- 1 ILO看護職員条約に基づき、看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を、1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。
- 2 医療、社会保障予算を先進国（OECD）並みにふやし、医師、看護師及び介護職員等を大幅にふやすこと。
- 3 国民（患者・利用者）の負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日

議員提出議案第57号

生活保護の老齢加算復活を求める意見書（否決）

生活保護の老齢加算が、2004年4月より段階的に削減され、2006年4月に廃止された。

この措置により、ひとり暮らしの高齢者の場合は月額約8万5000円の生活扶助が約6万9000円（青森市・2級地の1）に減らされ、もともと低額の生活費で最低限度の生活に耐えてきた世帯が、老齢加算の廃止で生活費を大幅に減額されることにより、衣食住を初め生活のあらゆる面で切り詰めた生活を余儀なくされ、人間としての尊厳を維持することが困難な状況に陥っている。

高齢になれば、良質で消化のよい食事が必要となり、また、寒さ暑さにも抵抗力がなくなる。こうした「特別な需要」にこたえて支給されていたのが老齢加算である。

ことし6月、老齡加算の復活を求めて争われた裁判の福岡高裁判決では、国の処分 の不当性、違法性を認め、原告側の勝訴としたものである。国は、この判決を受け入れ、一日も早く老齡加算を復活させるべきである。

よって、国民生活のあらゆる部面でその向上と増進を図るべき責務を負う国の所管大臣として、老齡加算を復活することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日

議員提出議案第58号

B型肝炎訴訟の早期全面解決を求める意見書（否決）

日本では、法律によりすべての国民、住民に集団予防接種が実施されていたが、その際の注射器の使い回しによって、数多くのB型肝炎ウイルス感染被害者を生んでいる。

この問題については、平成18年6月に最高裁判所が国に法的責任があることを明白に認め、平成21年12月に成立した肝炎対策基本法においては、国自身が集団予防接種により肝炎ウイルス感染被害者を生んだことの責任を認めている。

このような状況の中、集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害者の救済を求める訴訟が、全国10地方裁判所で係争中である。現在、国は裁判所の勧告に従って和解協議に応じるとしながら、増税論を突如公表したり、最高裁判所で法的因果関係が確定している集団予防接種とB型肝炎被害との因果関係を軽視するなどして、不誠実な対応をとり続け、全面解決を引き延ばしている。提訴後解決を待たずに亡くなった原告は既に11名を超え、解決まで一刻の猶予も許されない。

B型肝炎は慢性肝炎から肝硬変、肝がんに進行し、あるいは慢性肝炎を経ずして突然肝がんを発症することもある極めて深刻な病気である。原告のみならず、多くのB型肝炎患者は、今後の症状悪化に対する不安や多額の治療費の自己負担、そしていわれなき差別、偏見に苦しみながら日々生活している。

よって、国においては、B型肝炎訴訟の速やかな解決を図るとともに、B型肝炎対策を一層推進するため、下記事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 集団予防接種による注射器の使い回しによって被害を受けた被害者が原告となったB型肝炎訴訟において、速やかに被害者に謝罪し、被害者全員を救済すること。
- 2 肝炎患者にとって経済的負担の心配がない医療費助成制度の整備を進めること。
- 3 肝炎患者に対する差別、偏見をなくするための正しい知識の啓発活動を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日

議員提出議案第59号

地方経済の活性化策を求める意見書（可決）

地方の経済、雇用は依然として極めて厳しい環境におかれ、地域間格差もますます拡大している。今必要なことは、何よりも地域で仕事を生み出すことであり、その上で雇用の維持、創出や失業者支援

の抜本的強化などを強力に推し進め、地方経済の活性化を図らなければならない。

しかし、今国会に提出された補正予算（案）は、こうした地方の厳しい状況を認識しているとは到底思えず、国民生活を守るうとの責任感や緊張感が全く感じられない。国は、自治体が思い切った対策を打てるよう大胆な支援をすべきである。

地方では、真に必要な公共事業の推進や農商工連携・観光振興の拡充など、地域の実情に応じた経済対策が求められている。特に学校や公共施設の老朽化・耐震化対策や橋梁、上下水道など社会資本ストックの改修等は、住民生活を守る上でも今後進めていかねばならない。

よって、政府においては、以下の項目を含め地域に即した事業支援による地方経済の活性化策を速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1 地域活性化交付金の拡充を含め、自治体に対する予算を大幅に拡充すること。
- 2 厳しい雇用状況の中で自治体における雇用創出がより図られるよう、重点分野雇用創出事業の要件緩和など拡充策を講じること。
- 3 老朽化した学校施設等社会資本の再生整備を推進するため、財政的支援（老朽施設改造工事費の国庫負担対象の拡充など）を含めた対策を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日

議員提出議案第60号

切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書（可決）

現在、中小企業を取り巻く環境は消費の低迷、デフレに伴う低価格競争、急激な円高など厳しい状況が続いており、本年7 - 9月期の中小企業景況調査によると、中小企業は製造業を中心に依然厳しい状況にある。それに対し、政府の経済対策は逐次投入の手法で景気回復への明確な方針を全く示すことはなく、政策の予見性が欠如していると言わざるを得ない。政府が行った為替介入もさしたる効果を生むことなく、このまま円高を放置することは、製造業を中心とした中小企業の減益をさらに深刻化させ、一層の産業の空洞化が懸念される。

このような状況であるにもかかわらず、政府は「緊急保証制度」の延長打ち切りを決定し、「中小企業金融円滑化法」も時限を迎える。中小企業にとって最も重要な資金繰り支援を打ち切ることで資金が困窮すれば、事業が衰退し雇用に影響する。また、成長分野に取り組む中小企業支援を進めることは雇用促進にとっても重要である。年末、年度末の中小企業の資金繰りに万全を期すとともに、本格的な景気回復に向けて切れ目のない対策が必要である。

一方、来年度税制改正において法人税率の引き下げを行う場合、その財源確保のための租税特別措置見直しの結果として、中小企業が増税になってしまう可能性が指摘されている。法人税率引き下げの際は、中小企業の負担についても配慮しながら検討すべきである。

よって政府においては、以下の項目を含め、切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を早急に決定、実施するよう強く求める。

記

- 1 中小企業の資金繰り支援策として、2010年度末（2011年3月）で期限切れとなる中小企業金融円滑化法と緊急保証制度を再延長し、保証枠を拡大すること。

- 2 成長分野の事業に取り組もうとする中小企業を支援するため、官民ファンド（産業革新機構）を有効に利用し、リスクマネーの提供を積極的に行うこと。
- 3 2011年度税制改正における法人税率引き下げの財源確保は、中小企業に配慮した検討を行い、租税特別措置の見直しによって増税となる場合は、負担緩和策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日

議員提出議案第61号

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書（可決）

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等の身体への強い衝撃が原因で、脳脊髄液が漏れ、減少することによって引き起こされ、頭痛、目まい、耳鳴り、倦怠感等多種多様な症状が複合的にあらわれるという特徴を持っている。

ことし4月、本症とわかる前の検査費用は保険適用との事務連絡が厚生労働省より出された。これは、本来検査費用は保険適用であるはずのものが、地域によって対応が異なっていたことから、それを是正するため出されたものであり、患者にとって朗報だった。しかし、本症の治療に有効であるブラッドパッチ療法についてはいまだ保険が適用されず、患者及びその家族は高額な医療費負担に依然として厳しい環境におかれている。

平成19年度から開始された脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究事業（当初3年間）は、症例数において中間目標100症例達成のため、本年度も事業を継続して行い、本年8月ついに中間目標数を達成した。今後は、収集した症例から基礎データをまとめ、診断基準を示すための作業を速やかに行い、本年度中に診断基準を定め、来年度には診療指針（ガイドライン）の策定及びブラッドパッチ療法の治療法としての確立を図り、早期に保険適用とすべきである。また、本症の治療に用いられるブラッドパッチ療法を学校災害共済、労災、自賠責保険等の対象とすべきである。

よって、国においては、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立を早期に実現するよう、以下の項目を強く求める。

記

- 1 脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究事業においては、症例数において中間目標（100症例）が達成されたため、本年度中に脳脊髄液減少症の診断基準を定めること。
- 2 脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究事業においては、来年度（平成23年度）にブラッドパッチ治療を含めた診療指針（ガイドライン）を策定し、ブラッドパッチ療法（自家血硬膜外注入）を脳脊髄液減少症の治療法として確立し、早期に保険適用とすること。
- 3 脳脊髄液減少症の治療（ブラッドパッチ療法等）を、災害共済給付制度、労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険の対象に速やかに加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日

議員提出議案第62号

ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）総合対策を求める意見書（可決）

ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）は、致死率の高い「成人T細胞白血病（ATL）」や進行性の歩行・排尿障害を伴う「脊髄疾患（HAM）」等を引き起こすものであり、国内の感染者数（キャリア）は100万人以上と推定され、その数はB型・C型肝炎に匹敵する。毎年約1000人以上がATLで命を落とし、HAM発症者は激痛や両足麻痺、排尿障害に苦しんでいる。一度感染すると現代の医学ではウイルスを排除することができず、いまだに根本的な治療法は確立されていない。

現在の主な感染経路は、母乳を介して母親から子どもに感染する母子感染と性交渉による感染であり、そのうち母子感染が6割以上を占めている。このウイルスの特徴は、感染から発症までの潜伏期間が40年から60年と期間が長いことであり、そのため、自分自身がキャリアであると知らずに子どもを母乳で育て、数年後に自身が発症して初めて我が子に感染させてしまったことを知らされるケースがある。この場合、母親の苦悩は言葉では言いあらわせない。一部自治体では、妊婦健康診査時にHTLV-1抗体検査を実施し、陽性の妊婦には授乳指導を行うことで、効果的に感染の拡大を防止している。

平成22年10月6日、厚生労働省は、官邸に設置された「HTLV-1特命チーム」における決定を受け、HTLV-1抗体検査を妊婦健康診査の標準的な検査項目に追加し、妊婦健康診査臨時特例交付金に基づく公費負担の対象とできるよう通知を改正し、各自治体に発出した。これにより全国で感染拡大防止対策が実施されることになる。そのためには、医療関係者のカウンセリング研修やキャリア妊婦等の相談体制の充実を図るとともに、診療拠点病院の整備、予防・治療法の研究開発、国民への正しい知識の普及啓発等の総合的な対策の推進が不可欠である。

よって、政府においては、HTLV-1の感染拡大防止に伴う「HTLV-1総合対策」を推進するため、以下の項目について早急を実現するよう強く要望する。

記

- 一、医療関係者や地域保健担当者を対象とした研修会を早急を実施すること。
- 一、HTLV-1母子感染対策協議会を全都道府県に設置し、検査体制、保健指導・カウンセリング体制の整備を図ること。
- 一、相談支援センターを設置し、感染者及び発症者の相談支援体制の充実を図ること。
- 一、感染者及び発症者のための診療拠点病院の整備を推進すること。
- 一、発症予防や治療法に関する研究開発を大幅に推進すること。
- 一、国民に対する正しい知識の普及と理解の促進を図ること。
- 一、発症者への支援、福祉対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月22日
